

○開発行為許可申請手数料等一覧表

平成9年4月1日施行

名 称	手数料等の額	摘 要
開発行為許可申請手数料 〔自己居住用〕	円	都市計画法第29条の規定に基づく開発行為許可申請手数料
0. 1ha未満	8,600	
0. 1ha以上 0. 3ha	22,000	主として自己の居住の用に供
0. 3ha 0. 6ha	43,000	する住宅の建築の用に供する
0. 6ha 1. 0ha	86,000	目的で行う開発行為の場合
1. 0ha 3. 0ha	130,000	
3. 0ha 6. 0ha	170,000	
6. 0ha 10. 0ha	220,000	
10. 0ha以上	300,000	
開発行為許可申請手数料 〔自己業務用〕	円	都市計画法第29条の規定に基づく開発行為許可申請手数料
0. 1ha未満	13,000	主として住宅以外の建築物で
0. 1ha以上 0. 3ha	30,000	自己の業務の用に供するものの
0. 3ha 0. 6ha	65,000	建築又は自己の業務の用に供
0. 6ha 1. 0ha	120,000	する特定工作物の建築の用に
1. 0ha 3. 0ha	200,000	供する目的で行う開発行為の場合
3. 0ha 6. 0ha	270,000	
6. 0ha 10. 0ha	340,000	
10. 0ha以上	480,000	
開発行為許可申請手数料 〔その他〕	円	都市計画法第29条の規定に基づく開発行為許可申請手数料
0. 1ha未満	86,000	上欄以外の開発行為の場合
0. 1ha以上 0. 3ha	130,000	
0. 3ha 0. 6ha	190,000	
0. 6ha 1. 0ha	260,000	
1. 0ha 3. 0ha	390,000	
3. 0ha 6. 0ha	510,000	
6. 0ha 10. 0ha	660,000	
10. 0ha以上	870,000	
開発行為変更許可申請手数料		都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可申請手数料
1 設計の変更	上記申請手数料の1/10	
2 区域編入	編入する区域の面積に応じた上記の金額	
3 その他	円 10,000	
開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料 〔自己用〕	円	都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料
1. 0ha未満	1,700	
1. 0ha以上	2,700	
〔自己外〕	17,000	
開発登録簿の写しの交付手数料	円	都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付手数料
用紙1枚につき	470	

(注) 申請手数料については、各土木事務所で徴収しておりますので、申請時にご確認下さい。